

公開保育と学校関係者評価を通じた幼児教育の質向上サイクルの推進 （施設関係者評価加算の充実）

子ども子育て支援新制度
1号認定公定価格



・各園の保育実践の質を継続的に高めていくためには、自園でPDCAサイクルを回していくことに加え、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーターといった専門家の知恵を借りながら、公開保育や学校関係者評価を通じて各保育者が子どもの「見取り」の力を高めたり、自園の評価軸の妥当性を客観的に評価していくことが重要。しかし、現在の施設関係者評価加算ではそれらの取組を実施するために必要な加算額となっていない。



学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取組と学校関係者評価を一体的に実施する施設（※）に対して施設関係者評価加算の充実を行う。代わりに、自己評価の実施を加算の取得要件とする。

幼児教育アドバイザー等幼児教育センター職員の活用も効果的

（※）加算取得要件：幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を実施。

○幼稚園・認定こども園における学校評価体系

自己評価	義務
学校関係者評価	努力義務

○学校教育法施行規則【幼稚園について、第39条において準用。】

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

【幼保連携型認定こども園について、第23条・第24条に学校教育法施行規則と同規定あり。】

○施設関係者評価加算（1号）の現状と見直し（R2～）

《現行》

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

《改善単価》

（公開保育と学校関係者評価を組み合わせる施設）

加算単価 300,000円／年

（その他の施設）

加算単価 59,420円／年

○公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例

Step1 事前訪問

コーディネーターが園のトップリーダーを訪問し、園の理念・課題と公開保育に望むことなどをすり合わせ

Step2 事前研修

コーディネーターの進行によるワークショップ等を通じ、保育者が考える園の現状・課題等を検討、共有

Step3 準備

公開保育当日に意見をもらいたい保育の観点をまとめるなど、公開保育の準備

Step4 公開保育

公開保育を実施するとともに、コーディネーターの進行による協議会の実施

Step5 事後研修

コーディネーターとともに公開保育を振り返り、次に取り組むべき課題等を見出す

各プロセスを自己評価・関係者評価等の一環として実施することにより、保育の質向上につながる評価へ